

にいがた県民教育研究所設立趣意

一、新潟県の少年非行は激増している

新潟県の教育は、ここ数年来とくに困難さを加えている。中学校の校内暴力は一九七九（昭五四）年まで、年間一〜二件であったものが、一九八一（昭五六）年二一件、八二（昭五八）年七六件、八三（昭五八）年九九件と激増している。対教師暴力も八一年二二件、八二年二二件、八三年四二件と激増し、中学校を中心に荒廃を深めている。

刑法犯少年についていえば、新潟県の増加率は七八（昭五八）年以降、全国平均をうまわるようになり、一年は全国少年人口比九・九に対して、一一・五、昨年は一一・八という高い水準になった。最近公表された都道府県別の少年非行の絶対数をみても、東京、大阪、神奈川、愛知、福岡、京都等の大都市とその周辺をのぞけば、農村部では、新潟県は最も多い県に属する。

少年犯罪の低年齢化も進み、新潟県では一六歳未満の主として中学校段階までの刑法犯は、七五（昭五〇）年全少年犯罪中五二・二％であったものが八二（昭五七）年には六四・八％にまで増加した。これは全国五四・九％に比べても非常に高い数値である。また八〇（昭五五）年からは少年犯罪が成人犯罪の総数を上廻り、八二（昭五七）年には全犯罪数の六〇・四％に達した。これも全国平均の四三・四％をはるかに凌駕する異常な高率になっている。また女子非行の増加ももうひとつの特徴である。

このように、少年の刑法犯の増加は本県でも戦後の第三のピークを更新しつつある。概していえば、日本の少年非行の統計上の増加率ののびの特徴は、諸外国が成人犯罪ののびと軌を一にしているのに対して、成人犯罪ののび

の停滞に対して高率を示すところにある。

しかし、その八〇％は万引、自転車盗等の窃盗であり、比較的軽微なものが多く、兇悪な殺人、強盗、強姦、放火等は絶対的にも相対的にも増加傾向とはいえない。今年第一・四半期の県警統計では、窃盗は八三・五％を占めている。したがって少年非行は日常化、一般化（普通の家庭・普通の成績の子ども）軽微化の傾向をたどっているといえる。

今年度第一・四半期だけについていえば、前年同期比、刑法犯、特別法犯少年の合計は二四・三％減り、校内暴力も半数以下に激減した。窃盗等比較的軽微な犯罪も二〇％減少している。しかしまだ今年の全容はわからないから、これらを少年非行の本質的な沈静化とみるかどうかは見解の分れるところであろう。

しかし問題は現在の構造的な不況などもあって、少年をとりまく家庭環境、社会環境、自然環境は悪化しつつあり、頹廢的な通俗的な成人文化は、そのまま商品化されて子どもの文化を形づくり、子どもにふさわしい文化や遊びが必ずしも保障されないところにある。子どもにもふさわしい社会的役割が指導されないできている。しかも偏差値による進学競争と輪切りの選別は一層過酷になり、初等、中等教育の改善の展望はもてないままになっている。いま、教師、父母、教委、自治体等すべての県民、学校と地域が共同して非行、問題行動を克服し、子どもをとりまく教育環境を改善するために力を結集することは、緊急の課題になっている。

二、新潟県には、他にも教育課題が山積している

- (1) 乳幼児の心身の発達や生活リズムの崩れがあらわれ、父母や保護者を不安がらせている。
- (2) 小学生が朝からアクビをし、集中力や持続力に欠け、特に少年非行の小学生の占める割合が増加しつつある。
- (3) 中学生を中心に校内暴力が発生し、テスト主義や偏差値による教育に学校全体がまきこまれ、中学校全体が苦悩につつまれている。
- (4) 能力主義や進学競争のなかで、青少年の肉体的な発達がそこなわれている。学校では、公私立合わせて、千数

百人に及ぶ退学者が出ている。

(5) 学校の管理体制の強化のなかで、子どもの人権が守られず、教職員は疲労しており、健康も損われつつある。

三、新潟県の教育運動の現状と課題

(1) 新教組、高教組、私教連、大学、民教研、県民父母の教育運動等はそれぞれに教育課題をかかえ、困難のなかで一定の成果をあげているが、それらが共通の場でいっしょに考え、研究を深めていく状況にはなっていない。さし当って民主的な教師や研究者、父母、県民の結集が急務である。

(2) 私教連を除いて、日常の教育活動において、地道に時々の教育課題を提供し、組織的に追求しているところは少ない。

(3) 共通して、新潟の教育状況、学校教育の基礎的な分析が非常にたちおけている。大学も例外ではない。

(4) 基礎的な研究を欠いているために、教育運動は、真に科学的な方針をたてにくい。教育運動を、教育科学を含む諸科学の成果の上に成り立たせる必要がある。

(5) 新潟県の行政のうけもつ教育研究所が研究活動で県民に影響力をもつことは多いとはいえない。特に民主的な教育実践や運動との接点をもっていない。したがって、県民の英知を総括する観点を欠いている。

(6) しかし一方では、政府による「臨時教育審議会」が発足した。教育基本法の改正を公然と主張する委員をとりこむ一方、教育研究者がひとりもいない等、その審議方法としてもくろまれているトップダウン方式とともに、教育改革の方向に国民的な疑念がある。また新潟県議会は、日の丸、君が代の学校における実施を決議するなど、教育の集権化、国家主義化等政治的なもくろみがあとをたたない。

(7) にもかかわらず、新潟県の教育現場の民主的な教育実践はきわめて活発で多様である。それらを総合的に分析し、科学的な研究の成果の上になって、実践方向があらたに提起できれば、現場の教育実践は一層豊かになるであらう。

(8) また民主的な市民教育運動は地域ごとに多様な展開をみせている。それらに学びながらそれぞれの地域の教育計画の立案等に参加していくことも重要な課題になるう。

四、なぜ、新潟県に民間の教育研究所が必要なのか

(1) 一般に現在の教育科学が、たとえば保守的な地方自治体の教育状況や教育運動を対象化する観点が少なく、したがってそれらの地域の教育運動は、教育科学を含む諸科学の成果の上に成りたちにくくなっている。教育運動はそれ自体の運動法則によって展開するとともに、地域の具体的な分析の上にたってはじめて真に民主的で科学的な運動になり得る。新潟県の教育状況や教育運動についての基礎的で実証的な研究が不可欠である。

(2) わたくしたちは、この研究所の設立の準備過程で実に多様な職種の人たち、教師はむろんのこと、医師、弁護士、司法機関、行政機関、社会教育機関等の県民が、現実に学校教育にかかわり、その改善のために奮闘していることを知った。それは、わたくしたちが当初「よびかけ」た段階の認識をはるかに超えるものであり、また学校教員の視野や活動領域を超えるものでもあった。

(3) そして、わたくしたちは政治信条や生活感覚をこえて、子どもがたくましくすこやかに育ってほしいという県民の希いや英知を結集し、民主的な討議を下から積みあげていくならば、真に県民に支持される教育改革の展望をつくり出すことが可能だと考える。

(4) このようにして、わたくしたちは「よびかけ」の趣意にもあるように、小さな研究所ではあるが、そのような局面をつくり出すための一臂の力になりたいと決意した。

(5) そして、中央、地方の教育運動の理論と成果から多くを学び、研究者や教育実践家たちの指導と援助をうけたと思う。

五、研究所の性格

(1) わたくしたちの提起した研究所は、以上のような認識の上にとって基礎的な研究を土台にして、新潟県の教育実践を総括し、新たな問題提起ができるようになりたいと考える。また教育に関わる基本的な資料を収集し、公開したい。

(2) わたくしたちは、すべての教育にかかわる諸機関、諸団体と協力・連帯し、また、その援助をうけて、地道にしかし力を尽して研究活動で成果をあげたいと思う。

(3) 研究所の基本的な立場
研究所の理念は、日本国憲法と教育基本法の精神を教育のなかに実現していくために研究活動を行うことにある。県民の要求を体现した民主的な教育運動にいくらかでも貢献したい。

国民主権と人権を擁護し、人間の尊厳をまもることを基調にすえる。また議会制民主主義と地方自治を發展させる運動に寄与したいと考えている。研究方法は自由と恒久平和のために、真実をつらぬく確乎たる立場でなければならぬ。また、自立した研究所として、すべての団体から独立した研究態度をつらぬく。

六、研究所の財政、役員構成等

1. 研究所は新潟市におく。
2. 設立資金は一定数の会員の会費（年間一万円）と個人の寄附行為による。
3. 最高の議決機関は会員による総会である。
4. 若干の理事をおく、理事には地域代表の意味もこめる。理事会は執行部である。特別に常任理事をおく。理事は無給とする。
5. 研究所は監査をおく。

研究所自からの任務として次のことを自覚して運営する。

- (1) 研究所は社会的信用を獲得する必要がある。
- (2) 自立した研究所として、他の研究機関と対等の交流をめざしたい。
- (3) 自立した研究所として、独自の研究態度を貫ぬく。
- (4) 会員の意思を最大限に尊重する。

研究所の職員構成

- (1) 研究所は会長、副会長、事務局長、所員、事務職員をおく。
事務職員（さし当って一人）を有給とする。
- (2) 所員は研究のほか、教育情報、機関誌の編集等を行う。研究成果を定期的に発表する。
- (3) ゆくゆくは研究員を委嘱する。研究員には幼年、保育、小学校、中学校、高校、大学の現職教員、研究者、市民の有志などをあてる。県外の研究者にもお願いする。
- (4) 地域ごとに出張所あるいは支所をおき、地域の理事、研究員、会員をあてる。教育相談等をおこなう。この種の教育活動は研究所の扱う実践を豊かにするものである。

七、研究所の活動と研究領域

- (1) 研究誌、情報誌、会報等を定期的に刊行し、会員に頒布する。
研究誌は季刊とし、情報誌、会報は適宜刊行する。
- (2) ただし、当面は上記のものを総合した「新潟の教育情報」を季刊とし、「研究所通信」を適宜刊行する。
- (3) パンフレット等を適宜刊行する。
- (4) 各種の教育講座を企画運営する。会員は優先権をもつ。
- (5) 現場の教師と交流会を開く。

- (6) 他の教育研究所等、教育団体と積極的に交流する。
- (7) 教育相談を行う。
- (8) 資料を収集し、公開する。

研究所は次のような新潟県の教育の基礎的研究と教育諸問題の研究の領域をもっている。それぞれに研究会を組織しなければならない。

ただし、研究所の力量に応じて、さし当って組織できるところから始める。

- (1) 新潟県の教育の基礎的な研究
 - i 教育行財政の研究、地方自治と教育の諸問題
 - ii 学校教育活動の研究
 - iii 地域の研究
 - iv 子どもの実態、県民の教育要求等の調査
- (2) 新潟県の教育諸問題の研究
 - 教育実践の分析と総合、生活指導と子どもの人権、教育課程と各教科の研究、幼児保育問題、高校教育、大学等高等教育の諸問題、教育運動史、教科書問題、入試制度、家庭教育、障害児教育、教員社会論的研究、平和教育、新潟県の固有の政治と教育、その他必要な教育的諸問題の研究

一九八四年二月二日